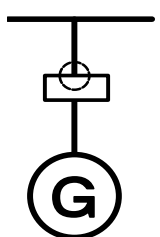
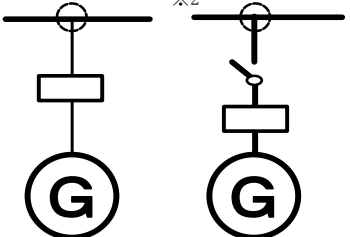
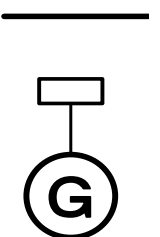
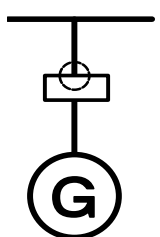
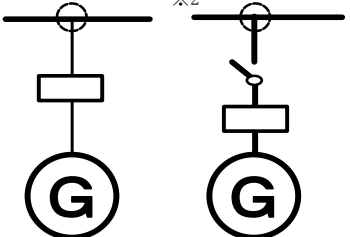
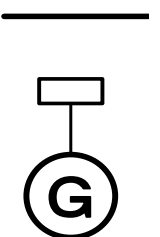
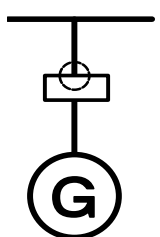
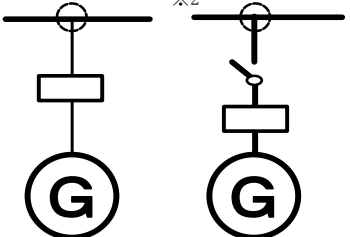
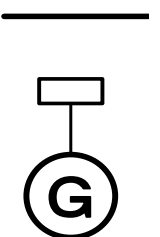


特定自家用電気工作物接続届出書等の記載要領

平成 2 8 年 3 月
 平成 2 9 年 4 月 改 訂
 平成 2 9 年 8 月 改 訂
 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
 電 力 ・ ガ ス 事 業 部 電 力 基 盤 整 備 課
 電 力 供 給 室

項 目	内 容									
1. 接続届出書 (1) 基本事項	<p>○特定自家用電気工作物とは、出力*が1,000キロワット以上の発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。）をいう。 ※「出力」とは、発電用の電気工作物単機の設備容量をいう。</p> <p>○特定自家用電気工作物接続届出書は、事業者がその設置するすべての特定自家用電気工作物について1部提出すること（特定自家用電気工作物ごとに管理者（工場長等）が提出するものではない）。</p> <p>○電気事業者に該当する者は、その設置する特定自家用電気工作物について特定自家用電気工作物接続届出書等の提出を要しない。 （過去に特定自家用電気工作物届出を行っている電気事業者については、<u>電気事業者に該当している限り、変更届出書等の提出は不要。</u>）</p> <p>○特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路に直接又は間接に電氣的に接続しているか否かについては、以下を参考に判断されたい。</p> <table border="1" data-bbox="454 1187 1428 1579"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="454 1187 1228 1220">届出必要</th> <th data-bbox="1228 1187 1428 1220">届出不要</th> </tr> <tr> <th data-bbox="454 1220 678 1310">直接に 接続*1</th> <th data-bbox="678 1220 1228 1310">間接に 接続</th> <th data-bbox="1228 1220 1428 1310">接続して いない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1310 678 1579">  </td> <td data-bbox="678 1310 1228 1579">  </td> <td data-bbox="1228 1310 1428 1579">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊙ 1000 kW 以上の発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電及び風力発電を除く。） □ 受電設備（工場等） — 当該供給区域における一般送配電事業者が維持・運用する電線路 - - - 当該供給区域における一般送配電事業者及び自己が維持・運用する電線路以外の電線路（送配電事業者、他の特定自家用電気工作物設置者等が維持・運営する電線路）*3 — 自己が維持・運用する電線路 ○ 接続ポイント <p>※1 インターロックが設置された非常用電源も届出対象となる。 ※2 常時接続されていなくてもスイッチングシステム等によって接続可能な状態にある場合も届出が必要。 ※3 受電用の電気工作物の内電を経由していることは、間接的な接続に含まず、直接的な接続。</p>	届出必要		届出不要	直接に 接続*1	間接に 接続	接続して いない			
届出必要		届出不要								
直接に 接続*1	間接に 接続	接続して いない								
										

<p>(2) 届出内容</p>	<p>○宛先は、届出先（下記(4)参照）の別に従い、経済産業省に提出する場合は経済産業大臣名、各経済産業局に提出する場合は当該経済産業局長名（<u>沖縄県内</u>のみに<u>特定自家用工作物を保有する事業者については、内閣府沖縄総合事務局長名</u>）とすること。</p> <p>○以下の項目を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称及び代表者の氏名（要押印） ・住所 ・一般送配電事業者の電線路に直接又は間接に電氣的に接続した特定自家用電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及び逆潮流防止設備の有無 ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 <p>○代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式不問。要押印）又は委任状に準ずる書類（様式不問。要押印）を添付すること。</p> <p>○地方公共団体にあつては、発電した電気の処分権限を有していれば、当該地方公共団体の代表者ではなく会計管理責任者を「代表者」に記載することも可とする。</p> <p>○出力が1,000キロワット未満の発電用の電気工作物は、特定自家用電気工作物に当たらないため、記載を要しない。</p> <p>○「原動力の種類」は、火力、水力、地熱、バイオマス（専焼の場合に限る。）等の別を記載すること。 なお、「原動力の種類」を火力とする場合は、主燃料から最初に記載し、その他混焼燃料については<u>使用割合が多い順に記載すること。</u> <u>（燃料は具体的に記載すること。）</u> また、水力については、一般又は揚水のいずれかの方式を記載すること。 例：火力（石炭）、火力（石油、バイオマス）、水力（一般）</p> <p>○「逆潮流防止設備の有無」における「逆潮流防止設備」とは、特定自家用電気工作物設置者が設置する逆電力リレー（逆電力継電器、R P R (Reverse Power Relay)）を含む保護リレーを設置している場合を指す。</p> <p>○「常用・非常用の別」は、常用の場合は「常用」、非常用の場合は「非常用」と記載し、後者においてインターロックが設置されている場合はその旨を付記すること。</p> <p>○複数の特定自家用電気工作物を一般送配電事業者の電線路に直接又は間接に電氣的に接続した場合は、1つの届出書に、接続したすべての電気工作物について、それぞれの設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及び逆潮流防止設備の有無を記載すること。ただし、電気工作物ごとに複数の表を分けて複数ページにわたって作成することは差し支えない。</p> <p>○様式は、電気事業法施行規則様式第31の25を用いること。</p>
<p>(3) 様式等</p>	<p>○提出部数は1部。</p>

<p>(4) 提出先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○届出は、<u>郵送又は持参により行うこと</u>。（電子媒体での提出は不可）。 ○受付印を押印した副本の保管が必要な場合は、届出時にその旨申し出ること。郵送の場合は、副本1部とともに、返信用切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 ○一般送配電事業者の電線路に直接又は間接に電氣的に接続した特定自家用電気工作物が設置された場所を管轄区域とする経済産業局に提出すること。ただし、当該電気工作物を複数設置している事業者であって、これらのうち一又は複数を他の経済産業局の管轄区域内に設置している者は、経済産業省資源エネルギー庁（電力基盤整備課電力<u>供給室</u>）に提出すること。 ○届出書の宛名は、前者については当該経済産業局長名（<u>沖縄県内のみに特定自家用工作物を保有する事業者については、内閣府沖縄総合事務局長名</u>）、後者については経済産業大臣名とする。
<p>2. 変更届出書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「変更の内容」は、特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項の変更箇所が明らかになるように記載すること。なお、代表者の変更については、届出を要しない。 ○接続届出書の提出後に特定自家用電気工作物を新設した又は譲り受けた場合については、変更届出書を提出すること。 ○様式は、電気事業法施行規則様式第31の26を用いること。 ○届出事項に変更が生じた後、遅滞なく提出すること。 ○提出先及び提出部数については、特別な場合を除き、上記1.と同様とする。 ○資源エネルギー庁に特定自家用電気工作物届出を行っている事業者が、工作物設置場所の変更により、所有する特定自家用電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなった場合には、既に届け出た特定自家用電気工作物の写しを添付した変更届出書を当該経済産業局に提出すること。（保管する工作物の一覧表を届出書の写しに変えて、添付することも可とする。）
<p>3. 要件に該当しなくなった場合の届出書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「該当しなくなった理由」には、特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項のうち当該電気工作物に係る事項を記載すること。出力については、変更後の出力も記載すること。 ○様式は、電気事業法施行規則様式第31の27を用いること。 ○特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった後、遅滞なく提出すること。 ○提出先及び提出部数については、特別な場合を除き、上記1.と同様とする。 ○特定自家用電気工作物接続届出書を提出後、新たに電気事業者となった者は、本届出書を含む特定自家用電気工作物設置者に係る届出を行うことを要しない。

	<p>○資源エネルギー庁に特定自家用電気工作物届出を行っている事業者が、工作物が要件に該当しなくなったことにより、所有する特定自家用電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなる場合には、<u>特定自家用電気工作物が存在する経済産業局</u>に「要件に該当しなくなった場合の届出書」を提出すること。</p> <p><u>また、その場合は、既に届け出た特定自家用電気工作物の写しを添付すること。</u>(なお、届出書の写しに変えて過去に届出を行った特定自家用電気工作物の現況がわかる書類を添付することも可とする。)</p>
<p>4. 電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書</p>	<p>○「接続されている状態でなくなった理由」には、特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項のうち当該電気工作物に係る事項を記載した上で、当該理由を記載すること。</p> <p>○様式は、電気事業法施行規則様式第31の28を用いること。</p> <p>○特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と直接又は間接に電氣的に接続されている状態でなくなった後、遅滞なく提出すること。</p> <p>○提出先及び提出部数については、特別な場合を除き、上記1.と同様とする。</p> <p>○資源エネルギー庁に特定自家用電気工作物届出を行っている事業者が、電線路と電氣的に接続されている状態でなくなったことにより、所有する特定自家用電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなる場合には、<u>特定自家用電気工作物が存在する経済産業局</u>に「電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書」を提出すること。</p> <p><u>また、その場合は、既に届け出た特定自家用電気工作物の写しを添付すること。</u>(なお、届出書の写しに変えて過去に届出を行った特定自家用電気工作物の現況がわかる書類を添付することも可とする。)</p>